



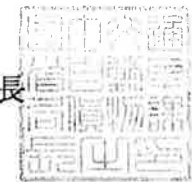
国自安第203号の2
国自貨第61号の2
国自整第291号の2
平成26年12月25日

公益社団法人
全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長



国土交通省自動車局貨物課長



国土交通省自動車局整備課長



「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴協会（貴機関）においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員（地方実施機関）に対し周知されたい。

別 添

国自安第203号

国自貨第61号

国自整第291号

平成26年12月25日

各地方運輸局自動車交通部長 殿

関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長

自動車局貨物課長

自動車局整備課長

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

今般、別添のとおり貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令（平成26年国土交通省令第91号）の公布を踏まえ、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」（平成15年3月10日付け国自総第510号、国自貨第118号、国自整第211号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本件については、公益社団法人全日本トラック協会会長、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長及び一般社団法人全国霊柩自動車協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について（新旧対照表）

新	旧
国自総第 510号	国自総第 510号
国自貨第 118号	国自貨第 118号
国自整第 211号	国自整第 211号
平成15年 3月10日	平成15年 3月10日
国自総第 330号	国自総第 330号
国自貨第 94号	国自貨第 94号
国自整第 96号	国自整第 96号
平成18年10月27日	平成18年10月27日
国自総第 588号	国自総第 588号
国自貨第 165号	国自貨第 165号
国自整第 180号	国自整第 180号
平成19年 3月30日	平成19年 3月30日
国自安第 55号	国自安第 55号
国自貨第 73号	国自貨第 73号
国自整第 48号	国自整第 48号
平成21年 9月28日	平成21年 9月28日
国自安第 119号	国自安第 119号
国自貨第 116号	国自貨第 116号
国自整第 93号	国自整第 93号
平成21年11月20日	平成21年11月20日
国自安第 9号	国自安第 9号
国自貨第 12号	国自貨第 12号
国自整第 7号	国自整第 7号
平成22年 4月28日	平成22年 4月28日
国自安第 169号	国自安第 169号
国自貨第 140号	国自貨第 140号
国自整第 144号	国自整第 144号
平成23年 3月31日	平成23年 3月31日
国自安第 77号	国自安第 77号
国自貨第 82号	国自貨第 82号
国自整第 148号	国自整第 148号
平成24年 4月16日	平成24年 4月16日
国自安第 32号	国自安第 32号
国自貨第 11号	国自貨第 11号
国自整第 35号	国自整第 35号

平成25年 5月 1日
 国自安第 210号
 国自貨第 98号
 国自整第 244号
 平成25年12月16日
 国自安第 282号
 国自貨第 132号
 国自整第 349号
 平成26年 3月 4日
 国自安第 203号
 国自貨第 61号
 国自整第 291号
 平成26年12月25日

一部改正

一部改正

一部改正

各地方運輸局自動車交通部長 殿
 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
 沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
 自動車局貨物課長
 自動車局整備課長

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成14年法律第77号）が平成15年4月1日から施行されることに伴い、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「規則」という。）について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去の通達により周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たったの留意点のうち、現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なものの趣旨及び施行に当たったの留意点について整理の上、下記のとおりとりまとめられたので、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本通達の制定に伴い、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の細部取扱について」（平成2年9月20日付け貨技第88号。以下「旧通達」という。）は、本年3月31日限りで廃止する。

平成25年 5月 1日
 国自安第 210号
 国自貨第 98号
 国自整第 244号
 平成25年12月16日
 国自安第 282号
 国自貨第 132号
 国自整第 349号
 平成26年 3月 4日

一部改正

一部改正

各地方運輸局自動車交通部長 殿
 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
 沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
 自動車局貨物課長
 自動車局整備課長

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成14年法律第77号）が平成15年4月1日から施行されることに伴い、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「規則」という。）について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去の通達により周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たったの留意点のうち、現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なものの趣旨及び施行に当たったの留意点について整理の上、下記のとおりとりまとめられたので、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本通達の制定に伴い、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の細部取扱について」（平成2年9月20日付け貨技第88号。以下「旧通達」という。）は、本年3月31日限りで廃止する。

第2条の2～第5条 (略)

第5条の2 通行の禁止又は制限等違反の防止

「適切な指導及び監督」とは、事業者が道路法（昭和27年法律第180号）第47条に規定された幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径の最高限度を超えた車両の通行の禁止を徹底するとともに、同法第47条の2第1項に規定する許可の必要性、許可に付された条件及び制限について理解した上で、運転者に対し通行可能な経路を把握させる等、通行の禁止又は制限等違反の防止のために行う指導及び監督をいう。

第6条～第31条 (略)

附 則 (略)

附 則 (平成26年12月2日付け国自安第203号、国自貨第61号、国自整第291号)

改正後の通達は、平成27年1月1日から施行する。

(別紙1)～(別添) (略)

第2条の2～第5条 (略)

(新設)

第6条～第31条 (略)

附 則 (略)

(新設)

(別紙1)～(別添) (略)